| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ［略］ |
| 務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。） | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。以下同じ。）のうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合は、一台） | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ［略］ |
| 務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。） | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

表二

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

一～七　［略］

［削る］

八・九　［略］

十　中央方式エアコンディショナー（遠心式の圧縮機を用いるものを除く。）

十一　［略］

表二

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

一～七　［略］

八　一日の冷凍能力（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第三項の規定に基づき算定されたものをいう。）が三トン以上のもの

九・十　［略］

十一　中央方式エアコンディショナー（冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のもの。）

十二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。